

令和3年3月17日

建設工事等登録業者の皆様へ

佐世保市契約監理室契約課

入札制度の一部改正について

令和3年度の佐世保市が発注する建設工事等の入札制度について、下記のとおり一部改正することとしましたのでお知らせします。

記

1 令和3年度格付け等級区分及び発注基準額について

(1) 改正内容

土木工事のAランク格付条件（平均完成工事高）及び発注基準額を改正します。
なお、この改正は昨年決定しており、令和2年度、令和3年度と段階的に改正するものです。

※令和2年3月16日お知らせ「入札制度の一部改正について」のとおり改正します。

土木工事Aランク	令和元年度まで	令和2年4月改正	令和3年4月改正
平均完成工事高	2,000万円以上	<u>5,000万円以上</u>	<u>1億5,000万円以上</u>
発注基準額	2,000万円以上	2,000万円以上	<u>2,500万円以上</u>

(2) 令和3年度格付け等級区分表

※下線部分が変更箇所です。

工種	格付け区分		平均完成工事高	技術者	許可区分
	等級	総合点数			
土木	A	900点以上	<u>1億5,000万円以上</u>	3人以上(*1)	特定
	B	720点~899点	500万円以上	—	—
	C	719点以下	—	—	—
建築	A	800点以上	6,000万円以上	3人以上(*1)	特定
	B	600点~799点	1,000万円以上	—	—
	C	599点以下	—	—	—
電気	A	750点以上	1,000万円以上	—	—
	B	749点以下	—	—	—
建築管	A	730点以上	1,000万円以上	—	—
	B	729点以下	—	—	—
水道管	A	660点以上	1,000万円以上	—	—
	B	530点~659点	300万円以上	—	—
	C	529点以下	—	—	—
舗装	A	850点以上	250万円以上	—	—
	B	849点以下	—	—	—

(*1) 技術者のうち、建設業法第15条第2号イに該当する者が2名以上のこと

●格付期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（年間固定）

※令和3年3月31日時点で、佐世保市に提出済みの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値に主観点を加えた総合点数で格付けしますが、その際、審査基準日から1年7か月経過している方は仮格付に留まり、必要書類が提出された時点で再度格付し直します。

(3) 令和3年度発注基準額 ※下線部分が変更箇所です。

	土木	建築	電気
A	<u>2,500万円以上</u>	6,000万円以上	1,000万円以上
B	<u>2,500万円未満</u> 500万円以上	6,000万円未満 1,000万円以上	1,000万円未満
C	500万円未満	1,000万円未満	—

	建築管	水道管	舗装
A	1,000万円以上	1,000万円以上	250万円以上
B	1,000万円未満	1,000万円未満 300万円以上	250万円未満
C	—	300万円未満	—

2 制限付き一般競争入札における参加制限の緩和

制限付き一般競争入札において、当初契約金額が1億5千万円以上の工事を受注した業者について、入札への参加を制限する期間の上限を「1年間」から「6ヶ月間」に緩和するとともに、参加制限を開始する日を「本契約日」から「仮契約日」に改正します。

※「制限付き一般競争入札における入札参加資格要件基準」第4(2)を改正します。

●改正前

第4 要綱第3条第1項第11号に規定するその他の要件のうち、手持工事に係る要件として、一定期間内に同一業者が同一工種において複数案件を落札することがないように、次のとおり取り扱うものとする。ただし、特別の理由があると認められる工事については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当初契約金額が1億5千万円以上の工事を受注した業者は、当該工事が完成するまでの間、当該工種と同一工種において、制限付き一般競争入札の参加を制限する。ここで、工事完成はしゅん工届を受理した日とする。ただし、当該工事が完成前であっても、契約日（議会の議決が必要な工事は、本契約日）以後1年を経過する場合は、1年間を上限とする。



●改正後

(2) 当初契約金額が1億5千万円以上の工事を受注した業者は、当該工事が完成するまでの間、当該工種と同一工種において、制限付き一般競争入札の参加を制限する。ここで、工事完成はしゅん工届を受理した日とする。ただし、この参加制限は、当該工事が完成前であっても、契約日（議会の議決が必要な工事は、仮契約日）以後6ヶ月間を上限とする。

3 共同企業体への発注基準の改正

共同企業体への発注基準の設計金額及び構成員数について、全工種とも統一した基準に改正します。

●改正前			
工種	設計金額	構成員数	出資割合
土木工事等	1.5億円以上 3億円未満	2社	最低の出資比率30%以上
	3億円以上	3社	最低の出資比率20%以上
建築工事	2億円以上 4億円未満	2社	最低の出資比率30%以上
	4億円以上	3社	最低の出資比率20%以上
電気工事	1.5億円以上 2億円未満	2社	最低の出資比率30%以上
	2億円以上	3社	最低の出資比率20%以上
管工事	2億円以上 4億円未満	2社	最低の出資比率30%以上
	4億円以上	3社	最低の出資比率20%以上

(注) 土木工事等は、建築工事・電気工事・管工事を除く全ての工種を含む。



●改正後			
工種	設計金額	構成員数	出資割合
全工種	2億円以上 4億円未満	2社	最低の出資比率30%以上
	4億円以上	3社	最低の出資比率20%以上

4 建築工事における3社での共同企業体構成の見直し

建築工事の3社での共同企業体のランク構成を見直します。

建築工事の 共同企業体 (3社構成)	●改正前	➔	●改正後
	1班：Aランク		1班：Aランク
	2班：Aランク		2班：Aランク
	3班：Bランク		3班：Aランク又はBランク

5 災害復旧工事の発注等の取扱いについて

災害復旧工事については、令和元年度から土木一式工事において、より多くの業者が参加できるよう制限付き一般競争入札で行い、参加制限等を緩和するなど、特例的な取扱いを行ってきましたが、令和3年度以降は、災害復旧工事の**全工種を対象として**同様の発注方法や参加制限等の緩和を行います。

災害復旧工事の取扱い	
入札の方法	災害復旧工事の入札は、原則、制限付き一般競争入札で行います。 ※ただし、宇久地区工事、緊急対応工事、特殊工事等の場合は除きます。
参加制限の緩和	他の工事を施工中であっても、災害復旧工事の入札には参加が可能です。 同日開札の場合を除き、他案件落札の制限は設定しません。
手持ちの取扱い	災害復旧工事の落札（受注）は、手持ち工事として取り扱いません。
現場代理人の兼務	兼務する工事に、災害復旧工事が含まれる場合は、原則3件まで兼務が可能です。

《改正の適用時期について》

令和3年4月1日以降に発注を行う案件から適用します。

《関係要綱等について》

上記の改正内容に係る関係要綱等については、3月末日までに市ホームページに掲載いたします。

- 市ホームページ>事業者の方へ>入札情報>工事/建設コンサル>要綱及び入札契約制度等>入札・契約に関する要綱・基準等

<https://www.city.sasebo.lg.jp/keiyakkanri/keiyak/kouji-youkou-nyusatu.html>

以 上

契約課（工事担当）

TEL : 0956-24-1111（内線 3202~3204）

FAX : 0956-25-9624

E-mail : keiyak@city.sasebo.lg.jp